

# 一般競争入札公告

下記のとおり、組合財産売却に係る一般競争入札を執行する。

令和6年11月12日

白山野々市広域事務組合長 田村 敏和

## 1. 入札物件

所在地	土地面積 (㎡)	地目	最低売却価格
白山市町倉部町 243 番 1	6,804.55	宅地	60,560,000円

## 2. 入札参加資格等

### (1) 入札参加資格

入札には、個人、法人を問わずどなたでも参加いただけます。

### (2) 入札に参加できない方

次の項目に該当する方は、この入札に参加することはできません。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人及び破産者で復権を得ない者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者。また、その事実があった後2年を経過しない者若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づき、同法第5条「観察処分」の決定を受けた団体及びその関係者、またこれらの方から委託を受けた方は参加できません。

### (3) 入札参加にあたっての注意事項

- ① 入札参加者は、他の入札者の代理人となることはできません。
- ② 代理人として入札に参加する場合は、入札参加申込者から委任状の提出が必要です。

### 3. 入札参加申込方法

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。  
別記様式に必要事項を記入し、記名押印のうえ申込み下さい。

(1) 入札案内書の交付

令和6年11月12日(火)～令和6年12月9日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

(2) 申込期間 令和6年11月12日(火)～令和6年12月9日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

(注) 申込期間は入札期間と同様となっています。

(3) 受付時間 午前9時～午後5時まで

(4) 受付場所 白山市三浦町 255 番地 1

白山野々市広域消防本部庁舎 2階 事務局総務課  
郵送での受付はいたしません。

(5) 申込書類

① 一般競争入札参加申込書 (別記様式 1)

② 添付書類 (発行後 3ヶ月以内のもの)

- ・ 住民票の写し (法人にあっては登記事項証明書)
- ・ 役員等名簿 (法人の場合)
- ・ 印鑑証明書 (個人・法人とも)
- ・ 誓約書 (別記様式 2)

③ 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の「入札保証金」を、別添「入札保証金提出書」(別記様式 5)を添えて、入札参加申込みと同時に納付してください。

入札保証金は、銀行振出小切手(銀行保証小切手)又は、郵便普通為替証書により納付しなければなりません。入札保証金を納付する場合は、組合の担当職員の審査を受け、「入札保証金納付書(別記様式 6)(入札参加者が作成)」を添えて会計管理者へ提出し、入札保証金(担保)保管証書(別記様式 7)を受け取ってください。

落札者の入札保証金は、契約保証金及び売買代金に充当することができます。

落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後、入札保証金(担保)保管証書と引き替えに速やかに還付します。

この際、営業として入札に参加された個人・法人の方は、領収書に収入印紙(200円)が必要となります。

入札保証金には利息を付しません。

落札者が、落札決定の日から5日以内に売買契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は白山野々市広域事務組合に帰属することとなります。

### 4. 入札書受付期間・場所

(1) 期 間 令和6年11月12日(火)～令和6年12月9日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

(注) 入札期間は申込期間と同様となっています。

(2) 時 間 午前9時～午後5時まで(時間厳守)

(3) 場 所 白山野々市広域消防本部庁舎2階 事務局総務課  
郵便での受付はいたしません。

(注) 入札の参加には、事前に入札参加申込書を提出する必要があります。

(注) 入札は上記の期間中の定められた時間中であれば、いつでも入札することが出来ます。

## 5. 入札書提出時の持参書類等

(1) 入札参加申込書の写し

白山野々市広域事務組合事務局の受付印が押印してあるものに限る。

(2) 入札書(別記様式4)

(3) 入札封筒

封筒は、定型郵便物用のものを用いてください。記載事項については、別添「入札封筒の記載」をご欄ください。

(4) 委任状(別記様式3)

入札参加申込みをされた本人が入札に参加する場合は不要です。

法人の代表権のない方が入札に参加される場合には委任状を持参して下さい。

(5) 印鑑

入札参加申込書に押印したご本人の印鑑(実印)を持参下さい。

ただし、代理人が入札される場合には、ご本人(委任者)の印鑑は持参の必要はありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参して下さい。

(注) 入札書の提出後、入札の取消や、記載内容の変更はできません。

## 6. 入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読み下さい。

## 7. 入札の辞退

(1) 競争入札参加申込書を提出後に入札を辞退する場合は、必ず事前に入札辞退の連絡をし、入札辞退届(別記様式9)を提出してください。連絡、届出がない場合、入札保証金の返還はできません。

(2) 入札後の入札書又は入札保証金は、いかなる理由があっても引き替えもしくは訂正又は取消しはできませんのでご注意下さい。

(3) 入札受付期間までに入札されなかった場合は、入札を辞退したものとして取扱いますのでご注意ください。その際、入札保証金の返還はできません。

## 8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 入札の権限を証する書面を提出せずに代理人がした入札
- (3) 指定の時刻までに入札書を提出しなかった入札
- (4) 所定の入札書によらない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札書による入札
- (6) 委任状に押印した代理人印と異なる印鑑を押印した入札書により代理人がした入札
- (7) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名若しくはその他主要部分が識別し難い入札書による入札
- (8) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (9) 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合その全部の入札
- (10) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (11) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (12) その他この要領に違反して行われた入札

## 9. 開札の日時・場所・持参品

- (1) 日 時 令和6年12月10日(火) 午前10時から
- (2) 場 所 白山野々市広域消防本部庁舎2階 201会議室
- (3) 持参品

- ① 入札参加申込書の写し

(白山野々市広域事務組合事務局の受付印が押印してあるものに限る。)

- ② 入札保証金(担保)保管証書(別記様式7)

落札されなかった方の入札保証金は、開札終了後、入札保証金(担保)保管証書と引き替えに速やかに還付します。

※入場の受付は、開札開始時間の30分前から行います。(途中入退場可)

※入札者の開札への参加は自由です。(入札者及びその関係者の方のみ、開札会場へ入場できます。)

※入場される場合には、入札参加申込書の写し(白山野々市広域事務組合事務局の受付印が押印してあるものに限る。)が必要となりますので、忘れずに持参してください。

※当該入札参加者が開札会場にいない場合、組合の指定した者(入札に関係のない職員等)が立ち合いのうえ行います。

※開札会場にこられなかった方への結果は、電話にてご連絡いたします。

## 10. 落札者の決定

(1) 落札者は、次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 上記に該当するものが2人以上あるときは、入札後直ちに「くじ」によって

落札者を決定します。なお、この場合において、「くじ」を引かないものがあるときは、この者に代わって入札に関係ない職員に「くじ」を引かせるものとします。

(2) 落札者が決定したときは、落札者の氏名及び落札金額を入札者に公表します。

## 11. 土地売買契約の締結

(1) 契約は白山野々市広域事務組合との契約になります。

(2) 普通財産売払申請書の提出

落札された方は、落札後速やかに普通財産売払申請書を提出していただきます。

(3) 契約の締結

① 落札された方は、落札決定の日から5日以内（土日祝日を除く）に契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は白山野々市広域事務組合に帰属することになります。

② 契約書に貼付する収入印紙代、その他契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者のご負担となります。

(4) 本物件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、白山野々市広域事務組合議会の議決を得ることが必要となる為、仮契約書となり、議決を得た日をもって本契約となります。

なお、白山野々市広域事務組合は、白山野々市広域事務組合議会で議決されなかった場合でも、落札者に対していかなる責任も負わないものとします。

## 12. 売買代金の支払方法

落札者は、契約締結の際、契約保証金提出書（別記様式8）を提出し、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付していただきますが、この時、先に納付済みの入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。また、契約保証金は、売買代金に充当します。

売買代金と契約保証金の差額については、契約締結の後、白山野々市広域事務組合が発行する納入通知書により30日以内に納付していただきます。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は白山野々市広域事務組合に帰属することになります。落札者の都合による契約解除の場合も契約保証金は違約金として白山野々市広域事務組合に帰属し、お返しすることはできません。

また、契約締結と同時に、売買代金全額を納付することもできます。

## 13. 所有権の移転登記、物件引渡し及び費用負担

(1) 売買代金が完納したときに所有権の移転があったものとします。

(2) 所有権の移転登記は落札者が行い、所有権の移転後7日以内に物件を現況のまま引き渡します。なお、落札者は所有権の移転後、遅滞なく所有権移転登記をするものとし、移転登記後は速やかに登記完了証及び移転登記後の登記簿を組合に提出してください。

(3) 所有権の移転登記に必要な費用及び本契約の締結及び履行に関して必要な費用

は、落札者の負担となります。

## 14. 契約に付す条件

入札の物件については、契約書において次の制限が付されますので、ご注意下さい。

- (1) 現況有姿による引渡しとする。
- (2) 落札者は契約締結の日から、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は供させてはならない。
- (3) 落札者は契約締結の日から、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、又は供させてはならない。
- (4) 落札者は契約締結の日から、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づき、同法第5条「観察処分」の決定を受けた団体及びその関係者、またこれらの方から委託を受けた者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、又は供させてはならない。

## 15. 契約不適合責任

売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見したときは、そのことを発見した日から1年以内で、かつ売買物件の引渡日から2年以内に白山野々市広域事務組合に通知したものに限り、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができます。

## 16. 入札結果の公表

入札結果については、以下の内容について公表することがあります。

- (1) 公表の時期  
契約締結後、白山野々市広域事務組合が必要と認められる時期
- (2) 公表内容
  - ① 当該入札物件の所在地、数量
  - ② 売却の契約年月日
  - ③ 売却の金額
  - ④ 売却の相手方の個人・法人の別

## 17. 落札に至らない物件の取扱い

入札により落札に至らない物件については、白山野々市広域事務組合が定めた売却予定価格以上の金額で、随時、売却することがあります。

## 18. その他

白山野々市広域事務組合では、購入資金の融資または融資あっせんは行っておりませんので、購入資金の手当て等については、お早めに金融機関等とご相談下さい。

この入札案内書に定めのない事項については、白山野々市広域事務組合財務規則（昭和56年規則第17号）その他関係法令等の定めるところによります。